

安中市新庁舎建設基本計画



令和4（2022）年10月

安中市

はじめに

安中市役所の本庁舎は、旧庁舎、中庁舎、新庁舎、保健センター、西庁舎の主に5つの建物で構成されています。旧庁舎は昭和34(1959)年に建築され60年以上経過し、中庁舎は昭和44(1969)年に建築され50年以上経過しました。また、西庁舎は昭和39(1964)年に建築された建物で、この3棟は特に老朽化が進んでいます。

平成18(2006)年度に耐震改修促進法に基づき実施した耐震診断結果から、旧庁舎および中庁舎は、もし大地震が発生した場合には、耐震強度の不足から建物の倒壊または一部崩壊が懸念され、大きな被害を受ける可能性が高いと予想されています。そのほか災害時対応や市民利用への配慮、セキュリティ対策が不十分であるなど、多くの課題を抱えています。

この結果や課題を踏まえて、安中市では、「庁内事前準備組織」、「安中市庁舎に関わる市民懇談会」、「市議会」、「安中市役所庁舎・防災拠点センター建設基本計画策定市民会議」など、数年来にわたり庁舎建設の方向性の検討を行い、「市民アンケート調査」や「執務環境調査」を実施してきました。

そのような中で、私は令和4(2022)年4月に執行された安中市長選挙において、市民の皆様から多くのご支持、ご支援を賜り、当選させていただきました。選挙公約として、これまでの新庁舎建設の方針ではまちづくりの視点が欠けていると考え、「市役所新庁舎建設問題の精査」を掲げました。その後、市長に就任してから直ちに、旧安中高校跡地への新庁舎建設のメリット・デメリット、安中体育館・格技場の解体方針、谷津庁舎・松井田庁舎の活用方針、必要な「市民への丁寧な説明」の精査に着手し、完了させました。

これまでの市民の皆様の声等を尊重し、この精査を踏まえた結果、旧来の防災拠点センターや市民活動・多世代交流スペースの整備を盛り込んだ基本構想から、機能的でありながらも可能な限りコストを抑え、将来の財政負担を減らすことを最優先としつつ、環境に配慮し、既存庁舎も活かした、新しいまちづくりの核となる“既存庁舎を活かした機能的で「シンプル・コンパクト」なSDGs型庁舎”を目指す方向性に改訂しました。

この基本計画は、改訂後の「安中市新庁舎建設基本構想」を踏まえて、新庁舎の建設に向け、求められる機能を具体化し、計画の方向性や整備内容に関する基本方針などを示すもので、今後、基本設計、実施設計を進める上で、より詳細な検討を行う際の必要な方針や諸条件を示すものとなります。関連する施策、事業との連携も図りながら、新庁舎建設事業を着実に推進します。

結びに、市民の皆様のご期待に応えられるよう全身全霊を傾けて「豊かで魅力ある元気な安中市へ」躍進していけるよう、新庁舎建設事業に取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和4(2022)年10月

安中市長 **岩井均**

目次

1. 新庁舎建設基本計画について.....	1
(1) 基本計画の位置付け	1
(2) 基本計画の検討体制・主な検討経過.....	2
2. 本市概要と本市を取り巻く情勢.....	4
(1) 概要	4
(2) 気候	4
(3) 防災	5
(4) 将来人口	5
(5) 将来都市構造	6
3. 新庁舎建設基本構想の概要.....	7
(1) 現庁舎の現況と課題	7
(1)-1. 現況	7
(1)-2. 課題	7
(2) 新庁舎建設における方向性	9
4. 新庁舎の構成	13
(1) 新庁舎に配置する部局等	13
(2) 新庁舎に導入する機能	14
5. 建設場所と建設規模.....	23
(1) 新庁舎の建設場所	23
(2) 執務環境調査による適正規模算定	24
(3) 新庁舎の建設規模	25
6. 新庁舎の構造	26
(1) 新庁舎に求められる耐震性能	26
(2) 新庁舎の構造形式	27
7. 新庁舎の設備	28
(1) 新庁舎に求められる防災機能	28
(2) 新庁舎の環境負荷機能	28
(3) 執務作業効率化	29

8. 敷地利用計画	30
(1) 敷地の利用計画	30
(2) 建物等の配置	32
(3) 駐車場・駐輪場の台数	33
9. 概算建設工事費・財源.....	34
(1) 概算建設工事費	34
(2) 財源	34
(3) 補助金等の活用	34
10. スケジュール・事業発注手法.....	35
(1) スケジュール	35
(2) 事業発注手法	35
11. 新庁舎建設後における他庁舎等の活用.....	37
(1) 谷津庁舎・松井田庁舎の利活用	37
(2) 既存庁舎の利活用	37
(3) 既存建物（安中体育館・格技場）との連携.....	38
12. SDGs への取組み.....	39
(1) 新庁舎建設におけるSDGsの検討.....	39
(2) 具体的な対策の一例	40

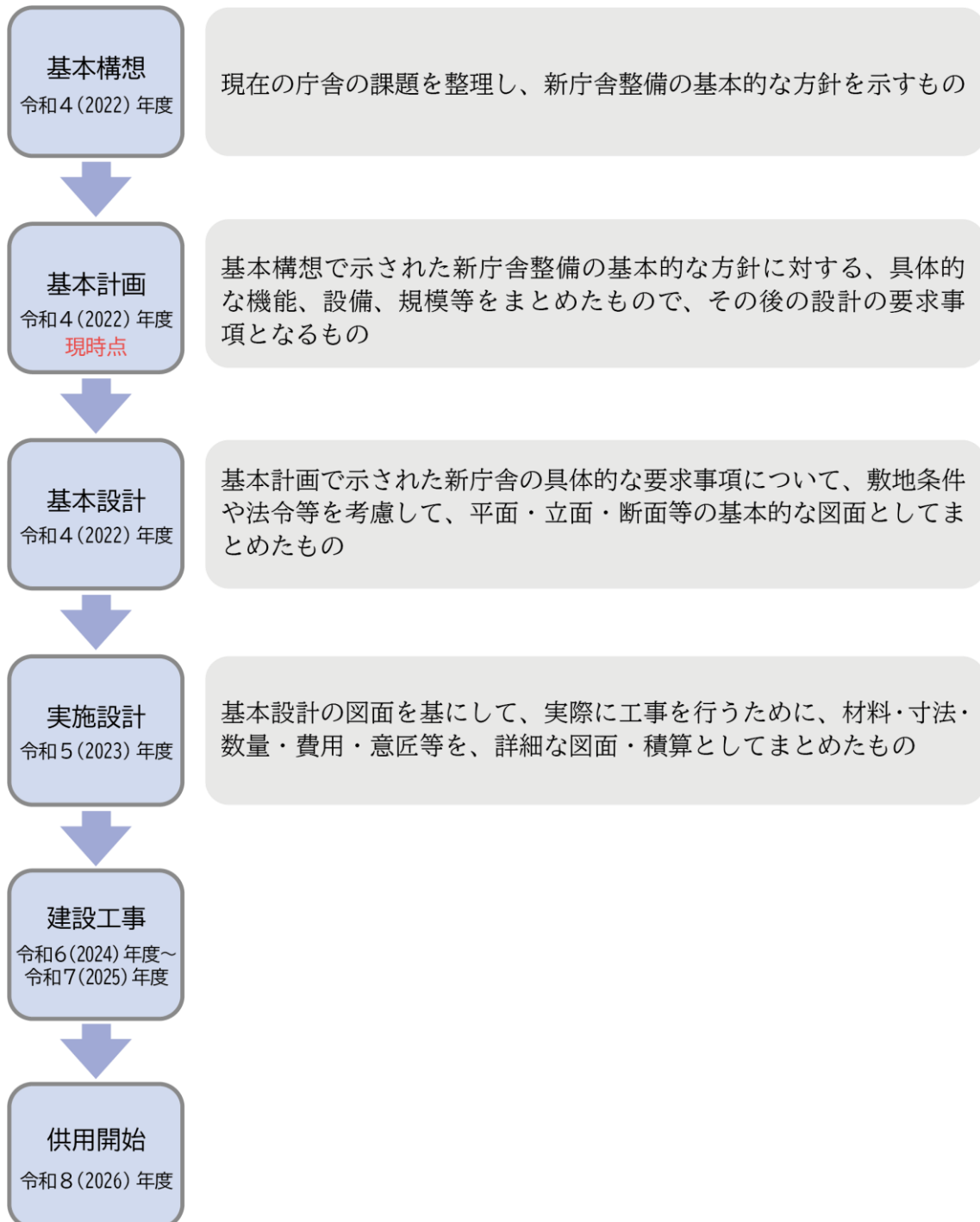
1. 新庁舎建設基本計画について

(1) 基本計画の位置付け

この基本計画は、「安中市新庁舎建設基本構想」を踏まえ、新庁舎の建設に向け、求められる機能を具体化し、計画の方向性や整備内容に関する基本方針などを示すものです。今後、基本設計、実施設計を進める上で、より詳細な検討を行う際の必要な方針や諸条件を示すものとなります。

関連する施策、事業との連携も図りながら、新庁舎建設事業を着実に推進します。

基本計画の位置付けと検討工程

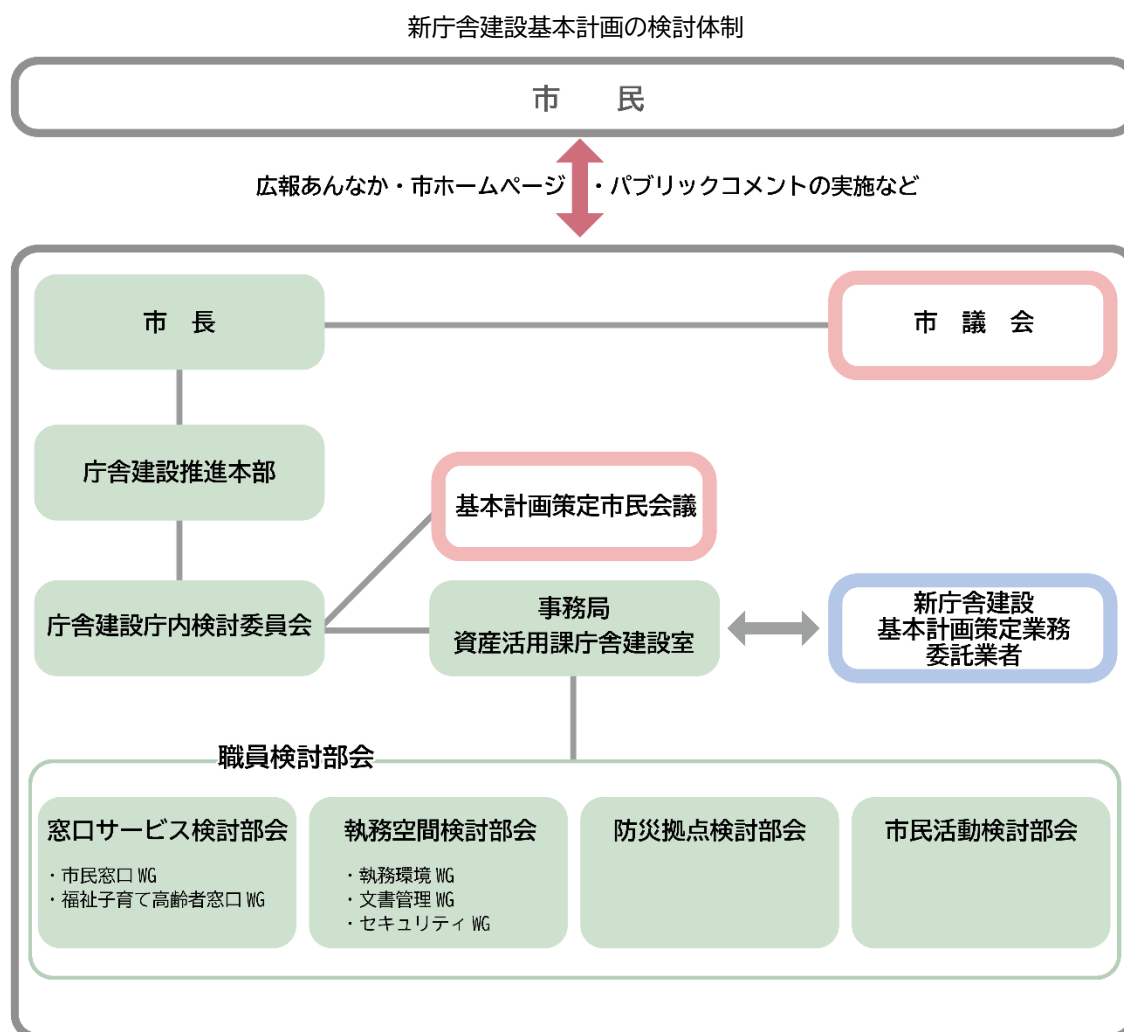


(2) 基本計画の検討体制・主な検討経過

基本計画の策定に当たっては、庁内検討委員会、職員検討部会（窓口サービス検討部会、執務空間検討部会、防災拠点検討部会、市民活動検討部会）での検討や、先進事例視察を実施しながら、検討を進めてきました。

また、新庁舎建設に関する市民の理解や関心を深め、意見を伺うための基本計画策定市民会議を開催し、終了後には、市公式ホームページで広く周知を行ってきました。

さらに、新市長就任後は、新庁舎建設に関する精査を行い、その結果について住民説明会を実施しつつ、基本構想を改訂し、基本計画の内容に反映しました。



基本計画策定までの主な検討経過

年月	内容
令和3(2021)年 10月	・ 基本構想を策定
令和4(2022)年 1月	・ 第1回 窓口サービス検討部会 ・ 第1回 執務空間検討部会
2月	・ 第2回、第3回 窓口サービス検討部会 ・ 第2回、第3回 執務空間検討部会 ・ 第1回 基本計画策定市民会議
3月	・ 第4回、第5回 窓口サービス検討部会 ・ 第4回、第5回 執務空間検討部会 ・ 第1回 庁内検討委員会 ・ 第2回 基本計画策定市民会議 ・ 第1回 防災拠点検討部会
4月	・ 第1回 市民活動検討部会 ・ 第2回 庁内検討委員会 ・ 第2回 防災拠点検討部会 ・ 小諸市役所庁舎視察 ・ 第3回 基本計画策定市民会議 ・ 安中市長選挙で新市長就任
5月～6月	・ 新庁舎建設の精査
7月	・ 新庁舎建設の精査に関する住民説明会の開催(地元住民向け、市民全体向け)
8月	・ 基本構想を改訂 ・ 第1回 庁舎建設推進本部 ・ 第4回 基本計画策定市民会議
9月	・ 基本計画パブリックコメント*の実施
10月	・ 第3回 庁内検討委員会 ・ 第2回 庁舎建設推進本部

*パブリックコメント：立案する政策の内容や趣旨を公表して市民等から意見を求め、提出された意見を踏まえて意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続。本基本計画においては令和4(2022)年9月5日～30日の間で実施し、43件(32人)から意見提出があった。

2. 本市概要と本市を取り巻く情勢

(1) 概要

本市は、群馬県の西部に位置し、北側と東側を高崎市、南側を富岡市、下仁田町、西側を長野県に接し、東京都心まで約120km（J R北陸新幹線の安中榛名駅より東京駅まで約1時間）の距離に位置します。

主な交通網としては、J R北陸新幹線、J R信越本線の2路線があり、本市にはJ R北陸新幹線の安中榛名駅、J R信越本線の安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅の5駅があります。また、道路としては、東西に上信越自動車道と国道18号が通り、上信越自動車道の碓氷軽井沢、松井田妙義の2つのインターチェンジがあります。

地形は西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南西部に妙義山を臨み、地域の中心を東西方向に碓氷川が流れ、丘陵地帯を形成しているのが特徴です。

安中市の位置



(2) 気候

本市は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「^{から}空^{かぜ}風」が強く、4月から5月上旬にかけて「^{ほんろう}晩霜」があるのが特色です。「空^{から}風」とは、一般的に山を越えて吹き付ける下降気流のことを指し、西高東低の気圧配置によって大陸方面の冷たい空気が三国山脈で雪を降らして水蒸気を失うと、その乾燥した空気が碓氷川や九十九川の溪谷に沿って吹きおろすので、西風となります。また晩霜は、大陸に発達した移動性高気圧が東進し、この高気圧に覆われると無風で晴天となり、夜間の放射冷却が盛んになるために、地表付近の蒸気が凍結してできた霜のことをいいます。霜害の起きる場合は、ほとんど限定されているもので、俗にいう霜場が存在します。これらは地形的なもので冷却した空気が停滞しやすいためとなります。

気温は、夏期冬期の一時期をのぞいては全般的に温暖です。降雨量は、年間約1,000mm程度で6・7・9月に最も多く年間降雨量の約50%を占め、冬期は晴天が続く雨量は著しく少なく乾燥度は高いが、全般的には良い気象条件です。

(3) 防災

本市では、大規模自然災害等の発生に備え、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に関する施策を総合的・計画的に実施するため、令和4(2022)年3月に「安中市国土強靱化地域計画」を策定しました。この計画は、安中市地域防災計画をはじめ、本市における強靱化に関する様々な分野の計画の指針となるものであり、庁内部局が緊密に連携を図りながら施策を迅速かつ効率的に実行するためのものです。

大規模自然災害等が発生した場合にも、人命の保護を最優先として、市庁舎はもとより、公共機関や公共施設などの行政機能を維持するとともに、ライフライン*の早期復旧による地域・経済社会の迅速な再建・回復が図れる災害に強いまちづくりを推進します。

想定される主な大規模自然災害（出典：安中市国土強靱化地域計画（令和4(2022)年3月））

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	マグニチュード7～8程度、最大震度7。 建物被害、火災、死傷者多数発生。
台風・梅雨前線等による豪雨・竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害。堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生。
	大規模土砂災害	記録的な大雨による大規模土砂災害。土石流の発生や天然ダムの ^{たんすい} 湛水・決壊による人的・物的被害等が発生。
	暴風雨災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害。 人的・物的被害等が発生。
火山噴火		常時観測火山（浅間山）の大規模噴火。 降灰による人的・物的被害等が発生。
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪被害。交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生。
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生。 大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生。

(4) 将来人口

本市の人口は平成11(1999)年の66,644人をピークに減少局面に移行しており、令和4(2022)年3月末現在、55,767人、世帯数は24,775世帯となっています。

また、年齢別構成比は、令和2(2020)年の国勢調査で36.2%だった65歳以上人口が、「安中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると令和27(2045)年には50.2%と半数を超える可能性があります。このことを前提に、急速に進む高齢化にも備える必要があります。

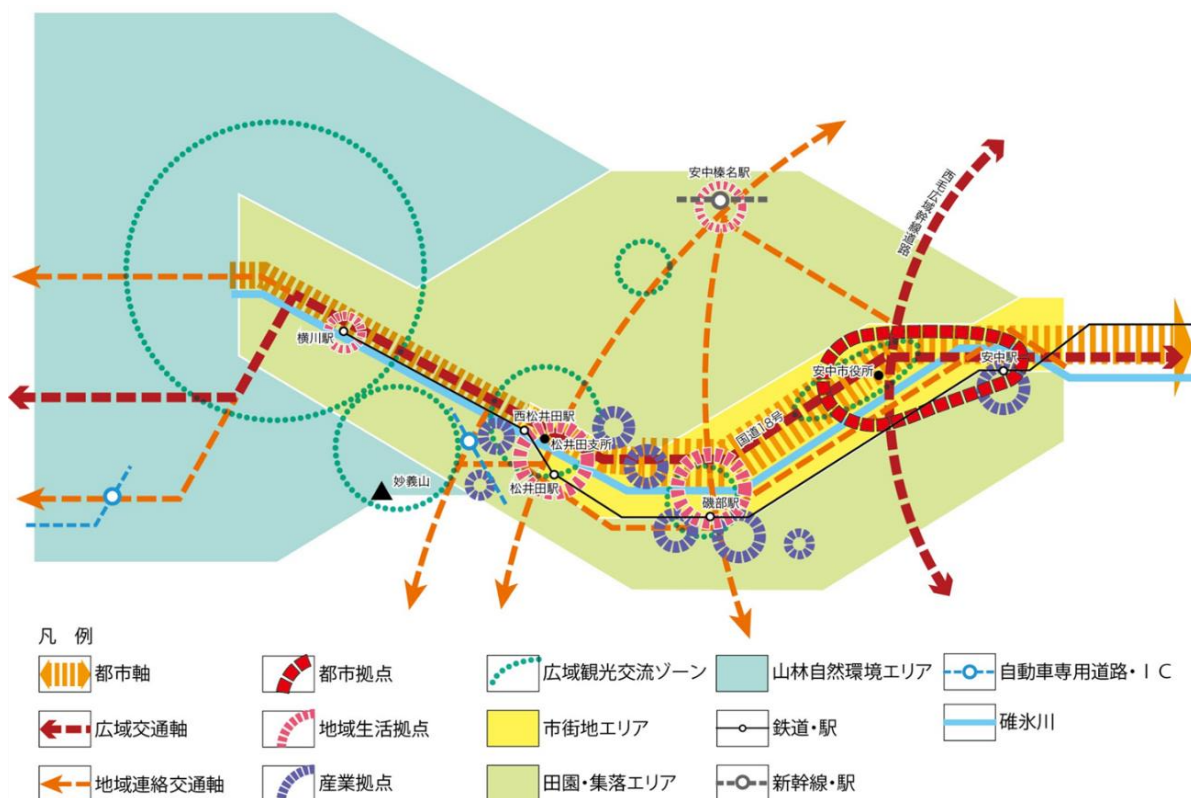
〔*ライフライン：エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設等、生活に必須なインフラ施設。〕

(5) 将来都市構造

本市では、碓氷川の中上流部沿岸に、国道18号、JR信越本線などの広域交通路が東西方向に並行して都市軸が形成されています。都市軸上の旧中山道・国道18号の沿道には市街地が形成され、幹線道路沿道に集積した都市機能が地域の暮らしを支えてきました。このような都市の基礎構造を踏まえ、西毛地域、前橋・高崎の広域都市圏における都市間の連携を強化していくこと、子育て世代や高齢者をはじめ誰もが快適に使える交通拠点となるべき鉄道駅周辺の都市機能の集積を高めることにより、コンパクトな市街地・生活圏を構成することを計画していきます。これにより、どの地域においても都市的利便性を享受し、身近に自然とふれあい、訪れる人々と地域がいきいきと交流する都市構造の形成を目指しています。

また、新たな広域交通軸として、西毛広域幹線道路*は、令和11(2029)年度中の全線開通を目指して、建設工事が進められています。開通後は、交通量の増加や周辺の渋滞緩和、物流の効率化、生活圏の拡大など西毛地域の産業、経済、観光の発展を担うことが期待されています。

安中将来都市構造図(模式図)(出典:安中市都市計画マスタープラン(平成27(2015)年))



*西毛広域幹線道路:前橋市、高崎市、安中市および富岡市を結ぶ広域的な交通を担う幹線道路。この道路は、周辺の渋滞緩和や物流の効率化、生活圏の拡大など西毛地域の産業、経済、観光の発展を担う道路となる。

3. 新庁舎建設基本構想の概要

本市では、耐震診断結果をもとに、庁舎整備の方向性について、庁内事前準備組織、安中市庁舎に関わる市民懇談会、市議会等において検討を行い、市民アンケート調査を実施しました。

各組織や会議体の検討内容や提言等を尊重し、また市民アンケート調査の結果を踏まえて現在の庁舎の課題を整理した結果、市民の命を守る「危機対応型庁舎」を大きなコンセプトとして、新庁舎整備の基本的な構想をまとめた「安中市役所庁舎・防災拠点センター建設基本構想」を令和3（2021）年10月に策定しました。

さらに、令和4（2022）年4月に新市長が就任したことをきっかけとし、当初の基本構想から新庁舎の規模・建設敷地・庁舎機能を精査し、新庁舎建設の計画の方針として「安中市新庁舎建設基本構想」に同年8月に改訂しました。

（1）現庁舎の現況と課題

（1）-1. 現況

安中市の本庁舎は、旧庁舎、中庁舎、新庁舎、保健センター、西庁舎の主に5つの建物で構成されています。旧庁舎は昭和34(1959)年に建築され、60年以上経過し、中庁舎は昭和44(1969)年に建築され、50年以上経過しました。西庁舎は昭和39(1964)年に建築された建物で、この3棟は特に老朽化が進んでいます。なお、保健センターは昭和61(1986)年、新庁舎は平成13(2001)年に建築されています。

現庁舎の現況

	本庁舎					松井田庁舎	谷津庁舎
	旧庁舎	中庁舎	新庁舎	保健センター	西庁舎		
竣工	昭和34年 (1959年)	昭和44年 (1969年)	平成13年 (2001年)	昭和61年 (1986年)	昭和39年 (1964年)	平成4年 (1992年)	昭和59年 (1984年)
階数	3階・PHI	3階	3階	3階	2階	2階	3階
延床面積 (㎡)	2,537	1,073	2,410	918	537	5,657	1,511
建築面積 (㎡)	762	370	1,228	303	-	1,955	690

（1）-2. 課題

①耐震性

旧庁舎および中庁舎は旧建築基準法時（昭和56(1981)年5月31日以前）に建てられているため、耐震改修促進法に基づき、平成18（2006）年度に耐震診断を実施し、旧庁舎はDランクで「本建築物の耐震性能は非常に低く大規模な改修が必要」とされ、中庁舎はCランクで「本建築物の耐震性能は低く補強が必要」と診断されました。

平成23(2011)年の東日本大震災時は、庁舎の壁に多数の亀裂が生じ、それ以降も耐震性能が確保されていない状態で使い続けているのが現状であり、老朽化による各所の不具合に伴う修繕を幾度も繰り返しています。大地震が発生した場合には、耐震強度の不足から建物の倒壊または一部崩壊が懸念され、大きな被害を受ける可能性が高いと予想されています。

②災害時の対応

国土強靱化を進める上では、市庁舎など必要不可欠な行政機能の確保が求められますが、現在の庁舎は、耐震性能が不足しているため、大地震により激しい衝撃を受けた場合には、倒壊・崩壊の危険性が高い状況です。平成28(2016)年の熊本地震の発生時、熊本県内の5つの市町で本庁舎が被災し、庁舎が封鎖され立入禁止となったため、災害対応が遅れるとともに、行政機能が一時停止しました。市庁舎は、被災時には司令塔として機能するべきですが、肝心の庁舎が倒壊すればその機能は果たせず、被災後の市民生活の復興や国からの支援策への対応にも遅れが生じる可能性があります。

③市民の利用への配慮

旧庁舎および中庁舎は、各申請等で市民が一時的に集中すると待合スペースがなく、廊下を通るのも困難な状況となっています。特に高齢者、障がい者、乳幼児連れの人等に対する配慮が十分でなく、使いにくい状況です。

また、1つの窓口・フロアで手続きが済む等、行政サービス窓口の利便性が高いことや、プライバシーに配慮した窓口、相談スペース等が求められていますが、不十分な状況となっています。

④セキュリティ上の問題

現在の庁舎はセキュリティ意識が高くない時代に建設されたものであるため、市民の個人情報や行政文書等は庁舎内の職員の執務スペースに保管されており、情報資産の十分な保護のための対策に苦慮している状況です。

また、市役所で取り扱う情報はサーバーに保存されているものが多くあり、庁舎の損壊等によりサーバーの破損が起これば、データを利用する行政サービスの提供に支障をきたす危険性もあります。

⑤その他

- ・老朽化対応が必要なことや、省エネ機能がないことにより、庁舎の維持管理コストが増大しています。
- ・執務スペースが狭く、会議室、書庫等が不足しています。
- ・議会の傍聴環境がユニバーサルデザイン*に対応していないなど、機能的な議場になっていません。
- ・現在の駐車場スペースでは、大人数での庁舎利用時の駐車に対応しきれない場合があり、災害時等での緊急車両の配置や受入れに対しても十分ではありません。

*ユニバーサルデザイン：年齢、障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインするという意味。

(2) 新庁舎建設における方向性

市民アンケート調査結果や、懇談会の提言、市議会の要望、市民会議の意見では、市役所庁舎に求める役割や機能、留意点として、①ICT*の活用など十分な検証に基づき適正な建設規模とし、建設費や維持管理費を抑えるなど、将来の財政負担が軽減されること、②行政サービス窓口の利便性が高く、駐車場の数や交通アクセスを含め、誰にとっても利用しやすいこと、③既存庁舎での行政サービスの維持や、新たな部署配置などの効率的な有効活用を図ること、④災害発生時の対応に必要な機能を確保することなどを求めています。

これら市民の声等を尊重し、市における精査を踏まえた結果、機能的でありながらも、可能な限り建設費を抑えられるシンプルでコンパクトな建設規模や構造を採用し、将来の財政負担を減らすことを最優先としつつ、環境に配慮し、既存庁舎も活かした、新しいまちづくりの核となる新庁舎の建設を目指します。

大きな方向性

既存庁舎を活かした機能的で「シンプル・コンパクト」なSDGs型庁舎

方向性① 将来の財政負担の軽減が図れるシンプルでコンパクトな庁舎

機能

- ・市民利用スペースや便利施設は最小限の規模とし、庁舎機能をメインに備えたシンプルな庁舎とします。
- ・既存庁舎の有効活用を進め、新庁舎の建設規模や事業費の圧縮が図れるようにします。
- ・具体的には、谷津庁舎の2階の一部を執務室として活用し、執務環境調査結果等を考慮し、適切な部署の配置を検討します。
- ・松井田庁舎は今後も支所機能を維持するほか、それに加え、地域性に合った部署の配置も検討します。
- ・谷津庁舎、松井田庁舎のほか、他の市有施設の空きスペースにも、適切な部署配置や倉庫スペースの確保を検討し、いずれも今後の設計段階で詳細を検討します。
- ・ICTの活用や働き方改革、文書量削減などを推進することにより、市民や職員にとっての利便性や情報セキュリティを高めつつ、建設規模の圧縮が図れるようにします。
- ・将来的に職員や来庁者の減少等により空きスペースが生じた際は、老朽化する施設に配置している部署の新庁舎への移転等を順次検討し、市全体の公共施設のコンパクト化につなげます。
- ・設備面の維持管理において、職員でも維持管理がしやすい設計とし、ライフサイクルコスト*の低減を図ります。

*ICT：(Information and Communication Technology) 通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用する言葉。

*ライフサイクルコスト：建物の設計、建設、維持管理など、建物を建てる前から解体するまでの期間に要する費用。機械、設備を導入するための費用であるイニシャルコストと設備、建物を維持するための費用であるランニングコストを併せたもの。

方向性② 使いやすい（バリアフリー*やユニバーサルデザイン）・わかりやすい（駐車場からの動線や部署配置をわかりやすくする）・動かしやすい（オープンフロアオフィス*）庁舎

機能

- ・高齢者、障がい者、乳幼児連れの人等の歩きやすさや使いやすさを意識します。
- ・窓口は、感染症対策やプライバシー保護としてのパーティションを設置し、窓口以外の個別相談スペースを設けます。
- ・駐車場は、災害時対応を含めた十分な広さを想定します。高齢者、障がい者等のことを考慮して思いやり駐車場を設置するほか、駐車スペースを広めに確保します。
- ・議場については、議場の雰囲気明るく開放的で、気軽に足を運べるような動線とし、議場を使用しない時期については、市民がホール等として多目的に活用できるような設計を検討します。
- ・市民が来庁する際の、駐車場から利用する部署・窓口までの動線をわかりやすいものとし、ます。
- ・車、バス、自転車、徒歩等いずれの交通手段を使っても来庁しやすい動線や交通安全を確保し、交通渋滞の抑制にも配慮します。
- ・窓口、部署、会議室、トイレ等がどこにあるのかがわかりやすい案内物（点字、外国語など）を充実します。
- ・壁で区切る部屋で構成されるのではなく、遠くまで見渡せる「オープンフロアオフィス」としつつ、パーティションによって簡易に間仕切りを設けられるようにするなど、人口減少に伴う職員数変動や組織改編に柔軟に対応できる形態とすることで、状況に応じた使用ができるような設えとします。

*バリアフリー：建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」という意味。

*オープンフロアオフィス：壁で仕切られていない空間のこと。パーティションやキャビネットを利用して空間を区切ることから、レイアウト変更に柔軟に対応することができる。

方向性③ 人と環境にやさしいSDGs*型庁舎

機能

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の理念や脱炭素に配慮した庁舎とします。
- ・太陽光発電や蓄電池、バイオマス・太陽熱給湯、地中熱空調、雨水貯留槽などの再生可能エネルギー*を活用したシステムの設置をコストと効果を十分に検証しながら検討し、先進型のスマートエネルギー*を取り入れた庁舎とします。
- ・計画から建設、運用、廃棄に至るまでの建物のライフサイクルコストを通じた環境負荷の低減に配慮した環境配慮型庁舎とします。
- ・本市の気候風土を踏まえつつ、自然採光や自然換気を取り入れ、電力消費を抑制しながら、感染症対策にもつながる、明るく快適な環境を整えます。
- ・建物内装材には群馬県産木材を採用するなど、来庁者が自然の温もりを感じリラックスして過ごせるやさしい空間づくりを行います。
- ・屋上緑化、断熱材・断熱ガラスや庇の設置を検討し、夏場の強い日射や熱負荷を制限するなど、建物内部の空調効率を高めます。
- ・費用対効果を比較検討しながら、ZEB*やCASBEE*の認証取得を目指します。

*SDGs：(Sustainable Development Goals) 持続可能な開発目標のことで、詳細は39ページのとおり。

*再生可能エネルギー：太陽光、風力、バイオマスなど地球の自然環境のなかで繰り返し生起し、再利用可能か、または無尽蔵な供給が可能なエネルギー。

*スマートエネルギー：家庭やオフィス、商業施設などで使う電気、エネルギーをICT（情報通信技術）を利用して地域全体で目に見える形で管理し、効率的に活用しようという考え方。

*ZEB：建物の室内環境の質を維持しながら、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用による創エネルギーを通じて、年間の一次エネルギー消費量の収支を正味でゼロにすることを目指した建築物をZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル：ゼブ)といい、取組の程度に応じてZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4段階の評価基準がある。

*CASBEE(キャスピー)：建築環境総合性能評価システムで、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮や、室内の快適性や景観配慮なども含む建物の品質を総合的に評価する指標である。

方向性④ 既存庁舎を活かした新しいまちづくりの核となる庁舎

機能

- ・新庁舎は、市民に永く愛されるような趣とし、旧安中藩武家長屋、安中教会など旧中山道安中宿との景観の調和に配慮しながら、旧安中高校の面影と文教のまちの歴史・記憶の継承を促します。
- ・新しいまちづくりに寄与するよう安中体育館および格技場は今後も体育館、格技場として活用しながら、新庁舎の機能との相乗効果が得られるような動線等を考慮することで、市民の利便性向上を図り、周辺商店街の活性化を目指します。また、引き続き災害時の避難所として活用することとし、防災機能の確保を図ります。
- ・現在の本庁舎は、今後、前面に西毛広域幹線道路が整備される予定で、交通量が増えると予想されるため、集客施設の立地として相応しい場所になります。建物の一部を引き続き活用し、近隣商業施設との相乗効果を図った商業施設のモール化など、敷地内に賑わいを創出できる施設としての整備を図ります。
- ・松井田庁舎は、今後も支所機能を維持します。また、様々な視点から活用方法を検討し、空きスペースが発生する場合には、子育て支援や市民活動に活用できる施設の整備、テレワーク*・サテライトオフィス*等の誘致を進め、松井田地域や周辺商店街の活性化を図ります。
- ・新庁舎には、災害対策本部の配置スペースを確保し、司令塔として情報集約（被災状況や援助が必要な箇所の把握等）と情報発信（市民への正しい情報の提供等）を国・県などの関係機関と現場連携を図りながら災害に強いまちづくりを行います。なお、平時は会議室としての利用を想定し、市民が利用可能なスペースとしての有効活用も検討します。
- ・再生可能エネルギー等の活用も含め、非常用電源を十分に確保し、災害時の事業継続が図れるように整備します。

*テレワーク：ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

*サテライトオフィス：企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィスのこと。

4. 新庁舎の構成

(1) 新庁舎に配置する部局等

現状の課題を解決するため、既存庁舎を活かしながら庁舎機能を充実させ、市民の利便性の更なる向上及び効率的な行政運営の維持を目指します。

将来を見据えた部局等の配置における柔軟性、セキュリティ対策、まちづくりへの波及効果、建設コストの縮減など、様々な観点から検討した結果、現時点における部局配置は、次のとおりです。

【新庁舎に配置する部局等】

- ・ 企画経営部：秘書政策課・財政課・資産活用課・地域創造課・情報戦略課
- ・ 総務部　　：行政課・職員課・危機管理課
- ・ 市民部　　：市民課・国保年金課・税務課・収納課
- ・ 保健福祉部：福祉課・子ども課・健康づくり課、高齢者支援課
- ・ 産業環境部：農林課
- ・ 建設部　　：土木課・都市整備課・建築住宅課
- ・ 会計課
- ・ 議会事務局
- ・ 監査委員事務局
- ・ 農業委員会事務局
- ・ 保健センター

※部署の名称は、令和4（2022）年度時点の名称となります。

(2) 新庁舎に導入する機能

① 窓口機能

市庁舎は、多くの市民が来庁する場所であることを踏まえ、新庁舎建設に当たっては、市民の利便性の向上を図り、誰もが快適で安全に利用できる庁舎とするため、機能的な窓口環境の整備、バリアフリー及びユニバーサルデザインの積極的な導入を目指します。

また、窓口利用調査結果や窓口サービス検討部会での意見をくみ取りながら、行政ニーズの多様化、社会情勢の変化等に伴う組織の改編等、将来における変化を見据え、建設後の新庁舎では、レイアウト変更が可能で効率的な行政運営が維持できる庁舎を目指します。

【窓口カウンター】

- ・ 窓口カウンターには、車いすの方でも快適に使用できるように、ローカウンターの設置も検討します。

【可変性・拡張性のある窓口】

- ・ 転出入の多い年度末や確定申告相談などを行う繁忙期、感染症対応等による臨時窓口開設時などに、窓口数の増減に対応可能な、可変性のある窓口スペースを検討します。

【総合案内所等の設置】

- ・ 来庁者が求める用務内容を聞き、担当部署へ適切に案内するとともに、手続きの補助・支援を行う等、市民の利便性を考慮した総合案内所等を設置します。
- ・ 外国語や手話等による対応が適切にできるように、関連する部署と総合案内所との配置等を検討します。

【案内表示等】

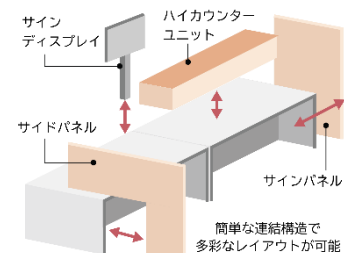
- ・ 来庁者が迷うことなく目的の部署に向かえるよう、わかりやすい案内板やサイン等を設置します。

【プライバシー保護に配慮した窓口】

- ・ 各窓口では、相談者のプライバシーを守りながら相談ができるように、パーティションや相談ブース、相談室等の設置を検討します。



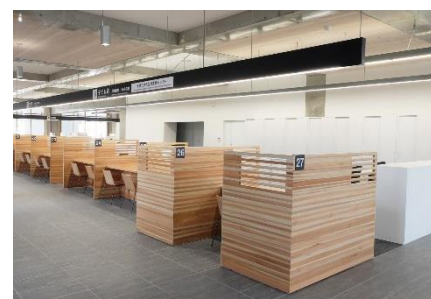
窓口カウンターの例（小諸市役所）



可変性のあるカウンターの例



総合案内所設置の例（上田市役所）



半個室相談ブースの例（魚沼市役所）

【快適で効率的な待合環境の創出】

- ・来庁者が待ち時間を快適に過ごすことができるように、窓口の機能に応じたゆとりある待合スペースの設置を検討します。
- ・子ども連れの来庁者に配慮した、キッズスペースや絵本コーナー等の整備を検討します。
- ・選挙の際には期日前投票所として利用できるなど、多目的に利用できる待合スペースの設置を検討します。



ゆとりある待合スペースの例（新座市役所）

【1階フロアに配置する部局等】

市民の利便性の向上を図るため、市民との窓口対応が多い部局は1階へ配置します。

■ 1階配置を検討する部局等の一例

- ・市民部（市民課・国保年金課・税務課・収納課）
- ・保健福祉部（福祉課・子ども課・健康づくり課・高齢者支援課）
- ・会計課
- ・保健センター

※部署の名称は、令和4（2022）年度時点の名称となります。

②行政事務機能

将来を見据え、地方分権の推進や少子高齢化、人口減少問題など刻々と変化する社会情勢、時代のニーズに呼応した行政サービスを提供するため、業務に関連が深い部局を集約し、近接して配置します。

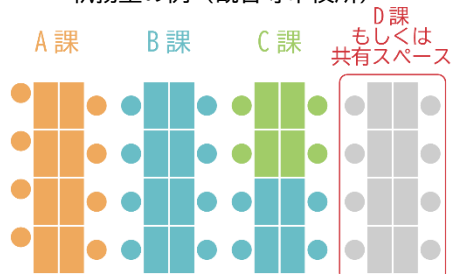
また、各課へのヒアリング調査・会議室の使用状況調査等をまとめた執務環境調査や執務空間検討部会での意見をくみ取りながら効率の良い執務環境空間を目指します。

【執務空間】

- ・各課の業務特性に応じた配置とすることで、職員の移動負担の低減やコミュニケーションの円滑化を図ることができるレイアウトを検討します。
- ・組織変更や人員増減の際に柔軟なレイアウトが可能となるように、部門間の境目に物品を置かない開放的な空間とするユニバーサルレイアウト*やフリーアクセスフロア*等を検討します。
- ・税申告の受付・整理や納税通知書等の発送準備等、多様で変動ある業務作業を効率的に行うため、各フロアに適正な数の会議室や打合せスペース、作業スペース等の設置を検討します。



執務室の例（観音寺市役所）



ユニバーサルレイアウトの例

【会議室等】

- ・会議室や打合せスペース等は可動間仕切り等を備えることで、ニーズに応じた利用ができるように整備し、空間の有効活用を図ります。
- ・大型スクリーンやパソコンを配備した会議室を設ける等、庁内のペーパーレス化に取り組み、環境配慮、コスト削減、資料・情報漏えいの防止等につなげるよう検討します。



会議室の例（魚沼市役所）

【書庫・収納スペース】

- ・ペーパーレス化を図り、書類量の低減を進めます。
- ・書類等の保管を集密書架によって行うことで、文書保管スペースや収納保管スペースの集約化・コンパクト化を図り、執務効率の向上を目指します。



文書室（集密書架）の例
（横浜市南区総合庁舎）

*ユニバーサルレイアウト：組織改編があった場合でも、基本的には机、什器類のレイアウトを変更することなく、「人」「書類」を移動することで対応することが可能な職場環境。
*フリーアクセスフロア：床下に電源、通信用の配線、空調設備などの機器を収納することができるように床板が二重になった床の構造。

③防災機能

災害発生時には、災害対策本部を速やかに設置し関係機関と連携した円滑な災害対策活動や、情報の収集・共有・発信ができるよう、必要な設備・機器類に対応できる災害対策室を検討します。

災害対策室は、市長室、副市長室及び防災担当課の近隣に配置し、有事の際には庁議室との一体的な活用により、災害対策本部として迅速な初動対応や応急対策を、市を挙げて実施できるような体制を構築するとともに、平時には会議室としても活用できるよう配慮します。

【BCP（業務継続計画）* 対応への取組み】

- ・災害によりライフラインが途絶えた場合においても、災害対策本部機能や市民生活に影響する行政サービス機能の維持が可能となるBCP（業務継続計画）に対応します。
- ・行政サービス機能の維持が可能となる設備（非常用電源、災害時優先電話回線等）の設置を検討します。
- ・耐震性が高い電気設備、給排水設備等の採用を検討します。
- ・罹災証明や災害見舞金の支給受付など、被災者支援に関する業務を行うスペースを確保します。



災害対策室兼会議室の例（観音寺市役所）



災害対策本部の例（鈴鹿市役所）

【災害対策本部機能の充実】

- ・災害対策本部が迅速、円滑に機能できる諸室の設置と配置の検討を行い、情報の収集・共有・発信機能スペースの整備を図ります。
- ・国土交通省が平成30(2018)年5月に策定した「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に基づき、機能上重要な諸室を近接して配置する等のレイアウトの検討を行います。
- ・災害対策室に近接して、災害対応の事務局が設置できるスペースや無線室、仮眠室等を配置し、災害対策本部が指揮系統の中核として機能を発揮できるよう検討します。

【情報通信・発信機器の強化】

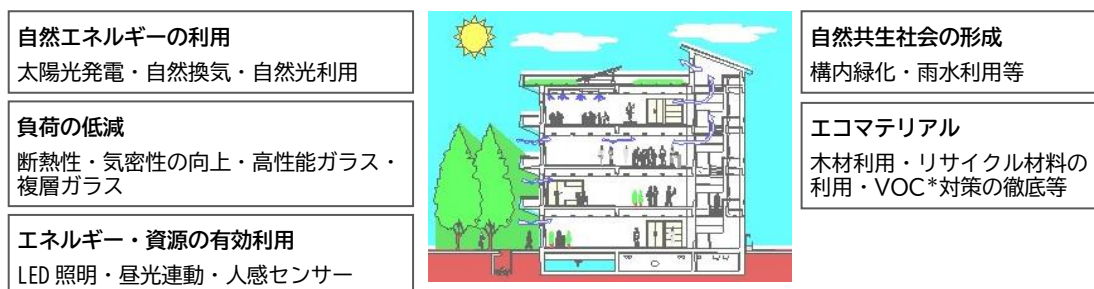
- ・災害対策情報・指揮内容が関連部署と迅速に通信することができ、また、被災した市民に対して迅速に情報発信できる通信設備や電光掲示板等の導入を検討します。

*BCP：(Business Continuity Plan 業務継続計画)大規模災害を想定して、業務継続の視点から応急対応業務や優先的通常業務を事前に計画したもの。

④環境負荷低減機能

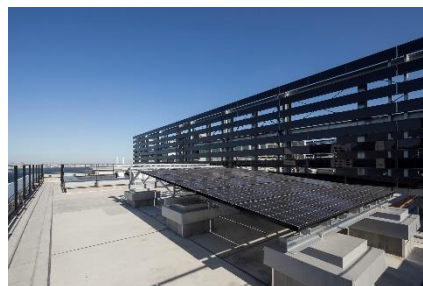
設備については、省エネルギー、省資源化及び長寿命化を重視した仕様や構造、設備システムを整備するなど、環境負荷の低減を図り、SDGsの理念や脱炭素等の環境に配慮した機能を整備します。

環境負荷低減に配慮した官庁施設イメージ図



【再生可能エネルギー】

- ・自然採光・自然通風の取入れ・太陽光発電・雨水・中水*の利用等といった再生可能エネルギーの利用を検討します。



太陽光パネル設置の例（神奈川県分行舎）

【省エネルギー対策】

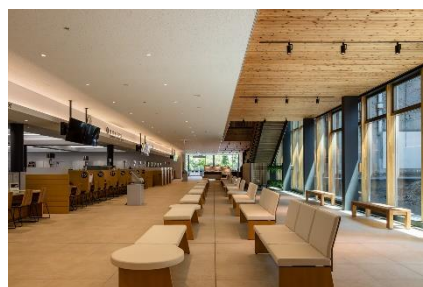
- ・LED照明等、効率の良い設備機器や照明・空調センサー制御等の導入を検討します。
- ・建物デザインを構成する庇やルーバーを機能的に用いて適切な日射遮へい制御を実現し、熱負荷の低減を図ります。
- ・断熱効果に優れた建材を使用する等、エネルギー損失の低減を図ります。



空調・照明を一体とした例（上田市役所）

【環境共生機能】

- ・自然環境や安中の歴史ある街並みの景観との調和を図るとともに群馬県産木材の活用を検討するなど、市民に親しまれる施設とします。



地元産木材を活用した例（上田市役所）

*VOC：(Volatile Organic Compounds:揮発性有機物質の略) 塗料、印刷インキ、ガソリンに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の一つとされる。

*中水：飲むことはできないが人体に影響を及ぼさない形で再利用される水。

⑤ユニバーサルデザイン

シンプルな平面計画等、初めて来庁された方も迷わない、わかりやすいユニバーサルデザインを導入し、高齢者や障がい者をはじめ、来庁者や職員の誰もが快適で安全に利用できる庁舎とします。

【わかりやすさへの配慮】

- ・カラーユニバーサルデザイン*への対応をはじめ、壁や柱面の色分け、部署名に加えて手続き内容の表示を検討します。
- ・視覚や音声、触知によるサイン機能などを検討し、誰にでもわかりやすい案内サインを目指します。



わかりやすい案内サイン例（上田市役所）

【移動しやすさへの配慮】

- ・敷地内通路は、複雑な移動とならないように、わかりやすく連続性のある移動経路とします。
- ・庁舎内の廊下は、車椅子やベビーカー利用者にも配慮し、段差の解消やゆとりがある幅、転回ができるスペースを設けます。また、上下階への移動が容易となるように、エレベーターを設置します。なお、エレベーターや階段は、主要な出入口からわかりやすい配置とします。



庇のある移動しやすい動線の例
（城里町庁舎）

【多様な利用者への配慮】

- ・子ども連れの来庁者のために、授乳室を計画し、ベビーベッド、キッズスペースなどの設置を検討します。
- ・各階の適切な位置に衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。
- ・トイレには、オストメイトや車椅子対応の多機能トイレを設置するとともに、子育て世代や高齢者など様々な来庁者に対応するため、チャイルドシートや手すりの設置も検討します。



多機能トイレの例（観音寺市役所）

【駐車場】

- ・車椅子利用者や妊産婦、障がい者用の駐車場は、庁舎から出入りしやすい位置に適正な台数分を用意し、雨天時などの利用にも配慮します。
- ・駐車場は、周辺道路への出入りがしやすいような工夫を検討します。

*カラーユニバーサルデザイン：個人差での色の見え方や、色覚等の多様性に配慮して、より多くの人が等しく情報を認識できる配色を用いたデザイン

⑥議会機能

議会機能は、議場にある程度の高さや広さを有した空間を確保する必要があります。

議場の雰囲気が明るく開放的で、気軽に足を運べるような動線とし、議場を使用しない時期については、市民がホール等として活用できるような設計を検討します。

【議場・傍聴席等】

- ・セキュリティが確保できるような独立性を保ちつつ、行政執行機関と効率的に連携できる場所に議場及び関連諸室を配置します。
- ・市民に開かれた議会運営となるように、庁舎内配信設備（庁舎内への議会中継）や、外部配信設備等の導入を検討します。
- ・一方で、非公開案件の際も、正しく対応できる機密性も備えた議場とします。
- ・効率的な議会運営を行うため、電子投票システム等の導入を検討します。
- ・議会閉会中は、市民がホール等として活用できるように検討します。また、可動家具等により柔軟なレイアウトが可能な計画を検討します。



明るい議場の例（新座市役所）



多目的利用が可能な議場の例
（五ヶ瀬町役場）

【ユニバーサルな議場】

- ・市民が傍聴しやすい議場となるために、傍聴席までの動線をシンプルに、かつ誘導サイン等を充実します。
- ・議場内は、車椅子の方にも対応できる演壇やフラットな議場等、バリアフリーに配慮しつつ柔軟な配置が可能となる設計を検討します。
- ・傍聴席は、車椅子に対応した広いスペースの確保や聴覚障がいの方の補助機能等、障がいのある方への配慮を検討します。

【議会関連施設】

- ・正副議長室、議員控室、議会応接室、議会図書室、委員会室、議会事務局等、必要に応じた諸室を検討します。
- ・各党派数の変更にも柔軟に対応できるように、各党派控室の間仕切りを可動のものにする等の対応を検討します。

⑦維持管理機能

建物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用などのライフサイクルコストの縮減を考慮した経済効率の高い庁舎を目指します。

【建物の長寿命化】

- ・建物の長寿命化のための材料や設備機器の導入を検討し、維持管理の容易性に配慮します。

【柔軟性・可変性の確保】

- ・部署の配置は、情報・業務連絡に配慮し、近似した配置、動線となるよう工夫するとともに、組織変更や人員増減の際に柔軟なレイアウト変更が可能となるような計画とします。

【メンテナンスのしやすさへの配慮】

- ・維持管理の優れた建築構造とし、将来を見据えた設備の老朽化や機能更新に対応しやすい計画とします。
- ・窓、外壁などの清掃や、設備機器の点検作業など庁舎の維持管理のしやすい構造・計画とします。

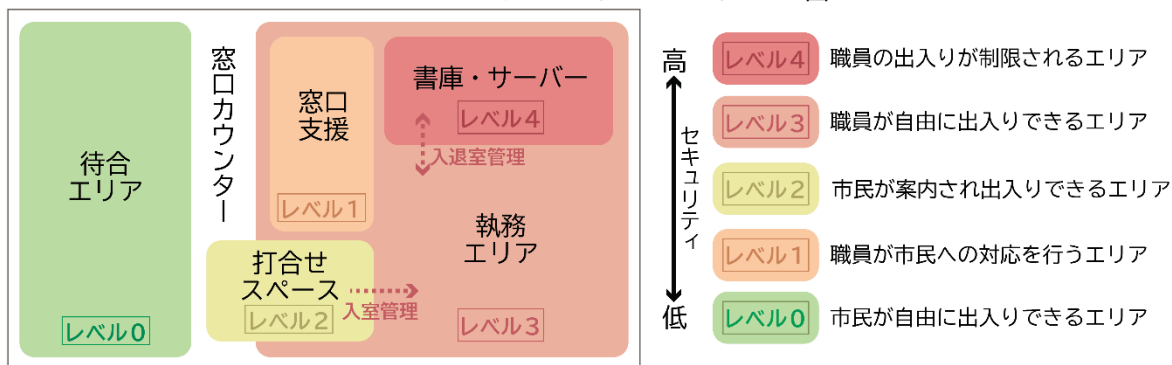
⑧セキュリティ機能

執務スペースや共用スペース、通路等のゾーニング*を明確にするとともに、カウンター形状や配置を工夫することでセキュリティ機能を高めます。

庁舎閉庁時の延長窓口や休日窓口のために、業務エリアとは明確に区分された動線を確保することを検討します。

庁舎への人の出入りの適切な管理、サーバー室・公文書の保管庫等のセキュリティ確保のため、各ゾーンや諸室のセキュリティ重要度に応じ、防犯カメラの設置やICカード認証による入退室管理システムの導入を検討します。

セキュリティエリアのイメージ図



〔*ゾーニング：建築計画において、空間の中で位置関係を検討するもの〕

⑨DX*システム機能

- ・マイナンバーカードやスマートフォンなどを活用した申請手続きの簡素化、ペーパーレス化を検討します。
- ・手数料などの支払いをキャッシュレスで行える決済システムの導入を検討します。
- ・来庁前にスマートフォンなどで窓口予約が行え、待ち時間の確認もできるシステムの導入を検討します。

⑩感染症対策機能

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、

1. 密閉空間（換気の悪い密閉された空間）
2. 密集場所（多くの人の集合）
3. 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）

という3つの条件下において特に感染を拡大するリスクが高いとされています。

新庁舎においては、「非密閉」「非交差」「非接触」を最大限考慮し、次の方針で検討を行います。

- ・ロビーや待合スペースなど人が多く集まる場所については、ソーシャルディスタンスを確保できる空間について配慮するとともに、一方通行の動線とすることも可能なレイアウトを検討します。
- ・厚生労働省の示す空気環境基準の換気量を確保するとともに、本市の気候風土を踏まえ、自然換気の効果を高める工夫を行います。

〔*DX：(Digital Transformation) デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。〕

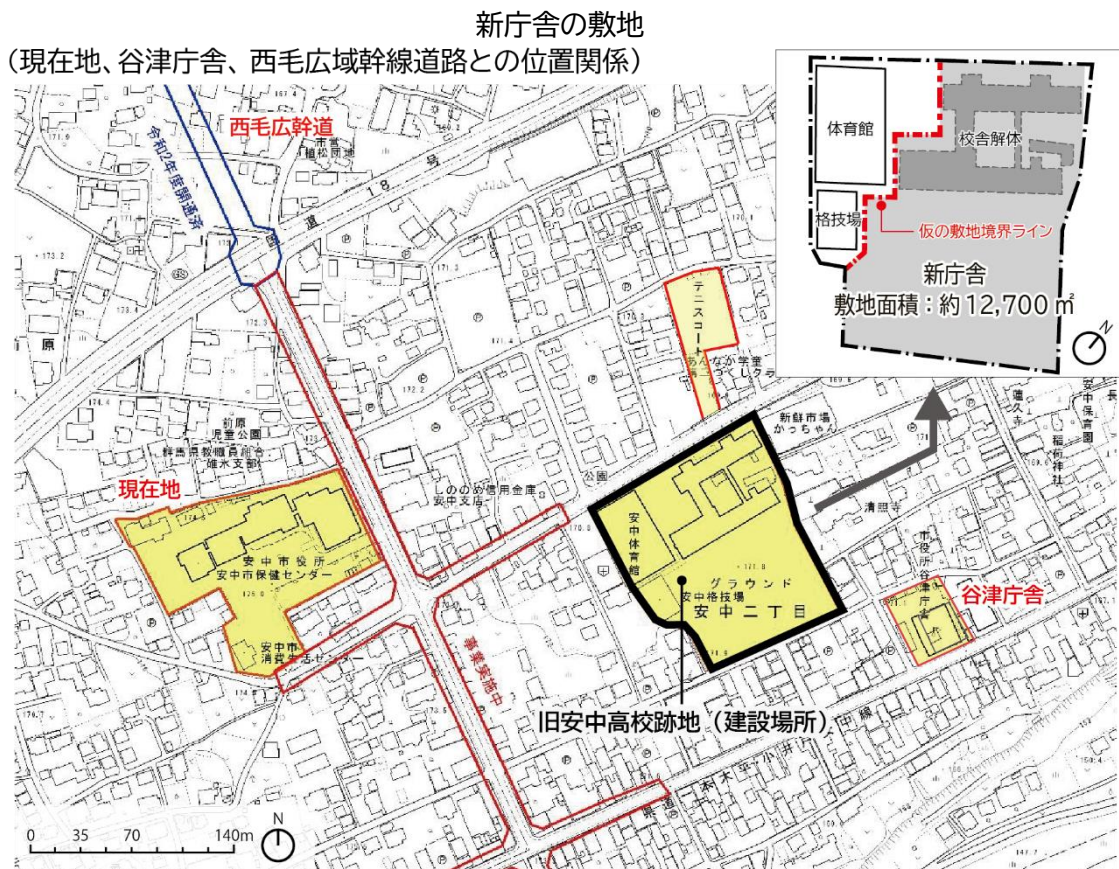
5. 建設場所と建設規模

(1) 新庁舎の建設場所

新庁舎の建設場所については、基本構想で様々な可能性を検討した結果、旧安中高校跡地としました。新庁舎建設敷地は、庁舎へのアクセス動線や緊急車両の乗り入れなど、利便性や安全性への向上に貢献できると考えています。

体育館および格技場は、新耐震基準* で建築されている上、法定耐用年数も残されていることから今後も体育館、格技場として活用し、災害時の避難所としても引き続き活用することとし、新庁舎との連携も図りながら公共施設の有用性を確保します。

体育館および格技場の敷地と新庁舎の敷地との境界線の設定は、基本設計において比較検討します。



敷地面積	: 約 12,700 m ² (仮) (北側テニスコート敷地: 約 2,940 m ² 、安中体育館・格技場敷地: 約 4,240 m ² を除く)
所在地番	: 群馬県安中市安中二丁目 2926 番 1
用途地域	: 第 2 種住居地域
建ぺい率/容積率	: 60%/ 200%
前面道路による容積率制限	: 0.4
高さ制限	: (道路斜線制限) $\triangle 1.25$ (隣地斜線制限) 20m + $\triangle 1.25$
日影による高さ制限	: (対象建築物) 最高高さ > 10m (基準) 平均地盤面 + 4 m、5 時間・3 時間
非線引き都市計画区域、建築基準法第 22 条区域、埋蔵文化財包蔵地	

***新耐震基準**: 昭和 56(1981)年に改正された建築基準法の耐震基準。同年 6 月から施行された新耐震基準は「震度 5 強程度の中規模地震では軽微な損傷、震度 6 強から 7 に達する程度の大規模地震でも倒壊は免れる」という、現在でも基準とされている耐震基準を義務付ける改正となる。

(2) 執務環境調査による適正規模算定

執務環境調査では様々な現況調査を行い、その結果を踏まえ、下記の条件により適正規模の算出を行いました。

- ・汎用的なグリッドモジュール* で各スペースを構成。
- ・執務関連スペースは「執務スペース」「マルチスペース*」「会議・書庫スペース」で構成。さらに無駄なスペースを削減でき、スペースの効率化を図れるユニバーサルレイアウトの考え方で各課を構成。
- ・文書量は他自治体の平均的な量の約2倍であったことから、新庁舎の書庫面積は約50%削減した文書量が収納できる広さに設定。
- ・会議室の面積は、本庁舎と同等の面積を確保。
- ・入居対象は、本庁舎の全て、松井田庁舎の教育委員会、産業環境部とする。
- ・一人当たりのデスクサイズは幅1200mm×奥行600mmで設定。(現状の1060mm×730mmと同等面積)
- ・通路等共用部は、日本ビルディング協会連合会の数値を参考にし、各階面積に対する割合を29%~36%の中で設定。待合や通路面積が大きい1階を最大値36%、他の階を29%として設定。

以上の条件でモデルプランを作成したところ、庁舎全体の面積は約8,800㎡という結果となりました。基本計画では、執務環境調査から得られた延べ床面積の算出手法を参考にし、新庁舎に配置する機能・部署を精査し、更なるコンパクト化を目指します。

*グリッドモジュール：一定サイズの正方形のグリッド上に、様々な用途の機能・スペースを配置する手法。このモジュールの組み合わせにより、目的に合わせた自由なレイアウトが可能。

*マルチスペース：執務環境調査で示された執務関連スペースの構成要素。窓口対応や通常業務を行う執務スペースや、個室の会議・書庫スペースとは違い、用途や目的などに合わせたフレキシブルな使い方が可能となるスペースのこと。

(3) 新庁舎の建設規模

①延べ床面積

新庁舎の延べ床面積は、基本構想(令和3(2021)年10月策定)においては概ね9,000㎡を想定していましたが、令和4(2022)年6月の「市役所新庁舎建設問題の精査」を踏まえた、改訂後の基本構想(同年8月改訂)では、8,000㎡以下を目指すこととしました。

本市では、今後、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策を実行していきながらも、人口減少や少子高齢化に伴う行財政の圧迫も想定し、将来負担の軽減にも取り組んでいきます。そのような中で、基本計画では、基本構想より更にシンプルでコンパクトな庁舎を目指していくため、更なる執務面積の効率化を行い、面積の縮減を行います。

具体的には「谷津庁舎の一部を執務スペースとして活用」「松井田庁舎等の有効活用」を行い、新庁舎に配置する部局の精査を行うとともに、資料の電子化やペーパーレス化、集密書架の活用など執務スペースの効率化等を検討しました。これらの結果、7,200㎡を新庁舎の延べ床面積の基準とし、新庁舎の計画を進めます。

②建物の高さ

建物の高さについては、周辺の家屋等への日影の影響や圧迫感を軽減させた計画とします。建物の必要な機能を満たし、日影の落ち方も検証しながら、適切な建物の高さを設定します。建物の配置によっても周辺の家屋等への日影の影響が変わることから、建物の配置検討においても十分留意しながら検討を進めます。

6. 新庁舎の構造

(1) 新庁舎に求められる耐震性能

新庁舎は、近年、国内各所で頻発する大規模な地震等による教訓なども参考に、災害時においても防災の司令塔としての機能が果たせるよう、十分な耐震安全性を備えた施設とします。そのため、新庁舎については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に定める安全性能の目標において、最高水準の耐震性能（構造体：Ⅰ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）の確保を検討します。

耐震安全性の目標等（分類）（資料：国土交通省）

● 構造体（梁、柱、床、壁など建物に加わる力を支える部位）

分類	耐震安全性の目標	重要度係数*
Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること。	1.5
Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られていること。	1.25
Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の体力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること。	1.0

*重要度係数：建物の設計時に必要な耐力を割増す係数。数値が高い方が構造の安全性が高くなる。

● 非構造部材（屋根、外壁、天井、内装材など構造体に取り付ける部材）

分類	耐震安全性の目標
A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること。
B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること。

● 建築設備（電気、通信、給・排水、消火、空調など建物に付帯する設備）

分類	耐震安全性の目標
甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること。
乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること。

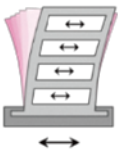
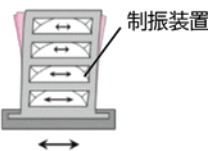
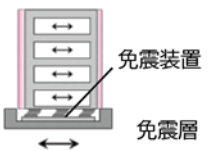
(2) 新庁舎の構造形式

新庁舎は、市民の安全・安心な暮らしを守るため、大規模地震が発生しても倒壊しないことはもとより、被災後、救援活動の拠点として直ちに災害復旧業務に着手できるように、庁舎機能を保全する耐震性能が求められます。

耐震性能を確保するための構造形式は、「耐震構造」「制振構造」「免震構造」がありますが、どの構造形式を採用した場合でも、耐震性能としては大規模地震時に構造体が倒壊しない設計となります。3つの構造形式のうち、建設コストを最も抑えることができるのは「耐震構造」ですが、他の構造形式に比べて地震の揺れによる什器への影響が大きいことが想定されるため、地震時の揺れによる影響が少ない低層の建物に適しています。

新庁舎の建設に当たっては、将来への財政負担の軽減が図れるシンプルでコンパクトな庁舎を目指すことから、構造形式も建設コストの抑制が可能な「耐震構造」を採用することとします。

構造形式の比較

構造形式	耐震構造	制振構造	免震構造
概念図	 <p>建物の骨組みを強化し、地震の揺れに耐える構造</p>	 <p>制振装置により地震エネルギーを吸収して揺れを低減し、構造体の損傷を防ぐ構造</p>	 <p>建物と基礎の間に免震装置等を配置し、地震の揺れを直接建物に伝えない構造</p>
概要	柱・梁で地震力に抵抗する。地震エネルギーを構造体で吸収し、損傷として蓄積する。	各階の制振装置で地震エネルギーを吸収する。	免震装置でゆったりとした揺れにし、免震層で地震エネルギーを吸収する。
コスト (耐震を1.0とした時の比較) ※条件・規模によって変動有	1.0 (標準)	1.2	1.4
大地震時の耐震性能	耐力の割増しにより、構造体はほとんど損傷しない。	耐力の割増しにより、構造体はほとんど損傷しない。	免震装置によって揺れを吸収するため、構造体はほとんど損傷しない。
大地震時の揺れ	制振形式、免震形式に比べて大きい地震力の衝撃を構造躯体で受け止めるため、什器への影響が大きい。低層建物の場合、上階の揺れの増幅は少なくなる。	耐震形式よりも揺れを低減し揺れも早くおさまる。衝撃を緩和する。耐震形式に比べ、什器への影響は小さい。	免震層でほとんどの地震力の衝撃を受け止め、上部構造はゆったりとした揺れとなり、什器への影響が一番少ない。高層建物の場合に特に利点大きい。
スケジュール	3つの構造の中で、設計から建設完了までのスケジュールが一番早い。	耐震構造に比べ、設計・申請・建設において時間を要する。	耐震構造に比べ、設計・申請・建設において時間を要する。

7. 新庁舎の設備

(1) 新庁舎に求められる防災機能

災害によりライフラインが途絶えた場合においても、災害対策本部機能や市民生活に影響する行政サービス機能の維持が可能となるBCP（業務継続計画）に対応します。

- ・ 耐震性が高い電気設備、給排水設備等の建築設備の採用を検討します。
- ・ 非常時のBCP（業務継続計画）に対応できる自家発電設備等の設置を検討します。

(2) 新庁舎の環境負荷機能

国の省エネルギー対策の取組み「令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現」に向け、令和7(2025)年度に住宅も含めた建築物の省エネ基準への適合義務化、令和12(2030)年までに省エネ基準をZEB基準の水準の省エネ性能に引き上げ、適合義務化されます。令和32(2050)年までには太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となるなど、脱炭素・省エネの取組みが進められています。

これらの取組みや、国土交通省の「官庁施設の環境保全性基準」、SDGsの理念を踏まえた庁舎としての建設を目指し、再生可能エネルギーの積極的活用、汎用性の高い材料や設備機器の選定等による維持管理のしやすさへの配慮、運用時の省エネルギー化に効果的なシステムの導入や建材の使用を検討し、建物全体の環境負荷の低減を目指します。

- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の理念や脱炭素に配慮した庁舎とします。
- ・ 計画から建設、運用、廃棄に至るまでの建物のライフサイクルコストを通じた環境負荷の低減に配慮した環境配慮型庁舎とします。
- ・ 本市の気候風土を踏まえつつ、自然採光や自然換気を取り入れ、電力消費を抑制しながら、感染症対策にもつながる、明るく快適な環境を整えます。
- ・ 屋上緑化、断熱材・断熱ガラスや庇の設置を検討し、夏場の強い日射や熱負荷を制限するなど、建物内部の空調効率を高めます。庇は建物外部にも日陰を作り、雨や風をしのぐ休憩・多目的活動の場としての活用も期待できます。
- ・ 費用対効果を比較検討しながら、ZEB Ready やCASBEE 認証取得同等の性能を目指します。
- ・ 将来を見据え、設備の老朽化や機能更新に対応しやすい施設の維持管理計画とします。



自然採光を活かした明るい庁舎の例
(観音寺市役所)



自然通風を促進するエコアイテム例
(上田市役所)



強い日射を遮る庇やルーバーの例
(五ヶ瀬町役場)

(3) 執務作業効率化

執務環境は経済性を追求しながら、空気環境・温熱環境・明るさ環境の快適性を、年間を通して省エネ・環境に配慮した計画とします。

オフィス什器レイアウトに合わせた設備計画により、組織改編等に柔軟に対応できるフレキシブルな執務室とします。

快適な執務環境を整えることで作業の効率化を図ります。

【空気環境・空調方式の検討】

- ・執務室や待合スペース、議場は快適性と省エネ性能の高い空調方式を採用します。

【照明・明るさ環境の検討】

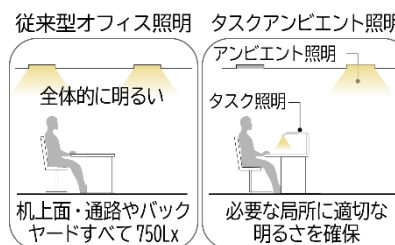
- ・照明方式は省エネ性と快適性を両立した光環境を実現するため、従来型全般照明*とタスクアンビエント照明*の比較を行いながら検討を進めます。

【温熱環境の検討】

- ・執務室の中央部分に「エコボイド」を設けることで、自然採光・自然通風の自然エネルギーを積極的に活用することができます。これらのようなエコアイテムを費用対効果を見ながら導入を検討し、共用部だけではなく執務スペースでも省エネ化を図りながら作業の効率化を目指します。



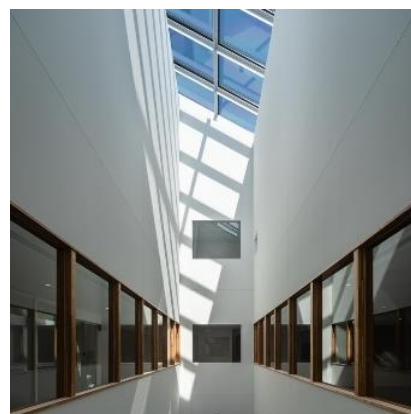
タスクアンビエント照明の例
(上田市役所)



タスクアンビエント照明について



エコボイドによる明るい執務室の例
(新座市役所)



エコボイドによる自然採光の取込み
(上田市役所)

*従来型全般照明：天井に設置された照明によって、部屋の隅々まで平均的に明るくする照明手法。

*タスクアンビエント照明：室内全体を照明するアンビエント照明（ベース照明）と、机の上を局所的に照明する局所照明（タスク照明）を組み合わせることで、全体の電気エネルギー量を削減する手法。オフィスや工場など、各種産業分野に幅広く応用することが可能である。

8. 敷地利用計画

(1) 敷地の利用計画

新庁舎に必要な敷地面積は、基本構想で示したおおむね12,700㎡（建設計画地北側市有地は除く。）とします。

なお、敷地の利用に当たっては、主に次の点に配慮するものとし、今後の設計の段階において、より精査を加えるものとします。



①建設計画の方針

- ・本市の財産である旧安中高校跡地を活かした新庁舎の建設を行います。
- ・仮設庁舎にかかる費用や引っ越しなどの経費を節減するため、現庁舎を最大限利用しながら新庁舎の建設を進めます。
- ・「既存体育館および格技場」についてはこれまでどおりスポーツの利用や、避難所として指定されているため、新庁舎建設後も有効に活用できることを想定した計画を目指します。
- ・「既存体育館および格技場」は庁舎の敷地とは別とする必要があるため、敷地の境界ラインを設定しますが一体的な活用ができる計画として検討を進めます。

②地盤面計画

- ・敷地内で高低差があるため、新庁舎1階床レベルをグラウンド側のレベルに合わせ計画し、前面道路との高低差は必要最小限の工事で収まるような緩やかな勾配を整備することで解消し、円滑な移動が可能となるよう配慮します。

③建物配置計画

- ・新庁舎の建設期間中及び建設後においても敷地を最大限に有効利用できる合理的で効率的な建物配置や形状を検討します。
- ・日常的な駐車場からの利用動線はもとより、「既存体育館および格技場」の災害時における連携強化も考慮した建物配置計画を検討します。
- ・建物が敷地境界に近接すると想定される場合には、近隣の居住者に与える影響を考慮し、日影や圧迫感を抑えた庁舎を検討します。

④既存体育館および格技場の活用計画

- ・日常的には市民利用の場、災害時は避難所として利用しながら庁舎との機能連携を図ることで敷地全体の利便性の向上を目指します。
- ・駐車場については日常的なスポーツ利用時は庁舎側の駐車場を臨時駐車場スペースとすることで重ね使いによる効率的な計画を検討します。

⑤外構整備計画

- ・「既存体育館および格技場」との一体利用を見据えた外構整備を検討します。



(安中体育館)

⑥まちづくりの核となる拠点計画

- ・「西毛広域幹線道路」は前橋市・高崎市・安中市・富岡市を結ぶ広域的な交通を担う幹線道路です。この道路は周辺の渋滞緩和や物流の効率化、生活圏の拡大など西毛地域の産業、経済、観光の発展を担う道路となります。この幹線道路の近くに新庁舎の計画地も位置するため、今後の公共交通施策とも連携を図りながら、新庁舎建設後の地域の活性化・観光業の発展を見据えたまちづくりの拠点となる計画を目指します。
- ・新庁舎計画地を中心にまち全体を見ると、北東側には安中市文化センター・図書館等の文化施設が位置する文化交流エリア、東側には安中城跡地や旧安中藩武家長屋・旧碓氷郡役所などの歴史的な施設が集まる歴史観光エリア、南側には旧中山道が通る商店街エリアが位置し、伝統的な景観も見られます。「安中の歴史ある街並み」を最大限活かしながら、本市の地域活性化を見据え、全体への連続性・回遊性に配慮した計画を目指します。

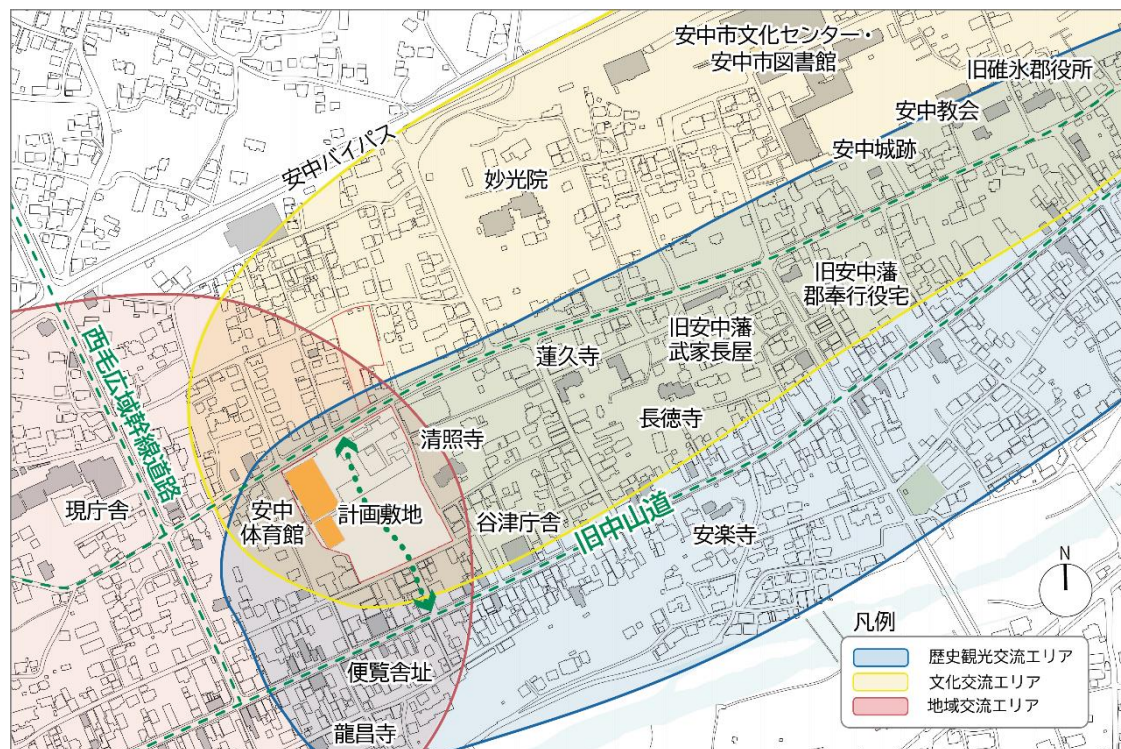


(武家長屋)



(安中教会)

安中市広域マップ

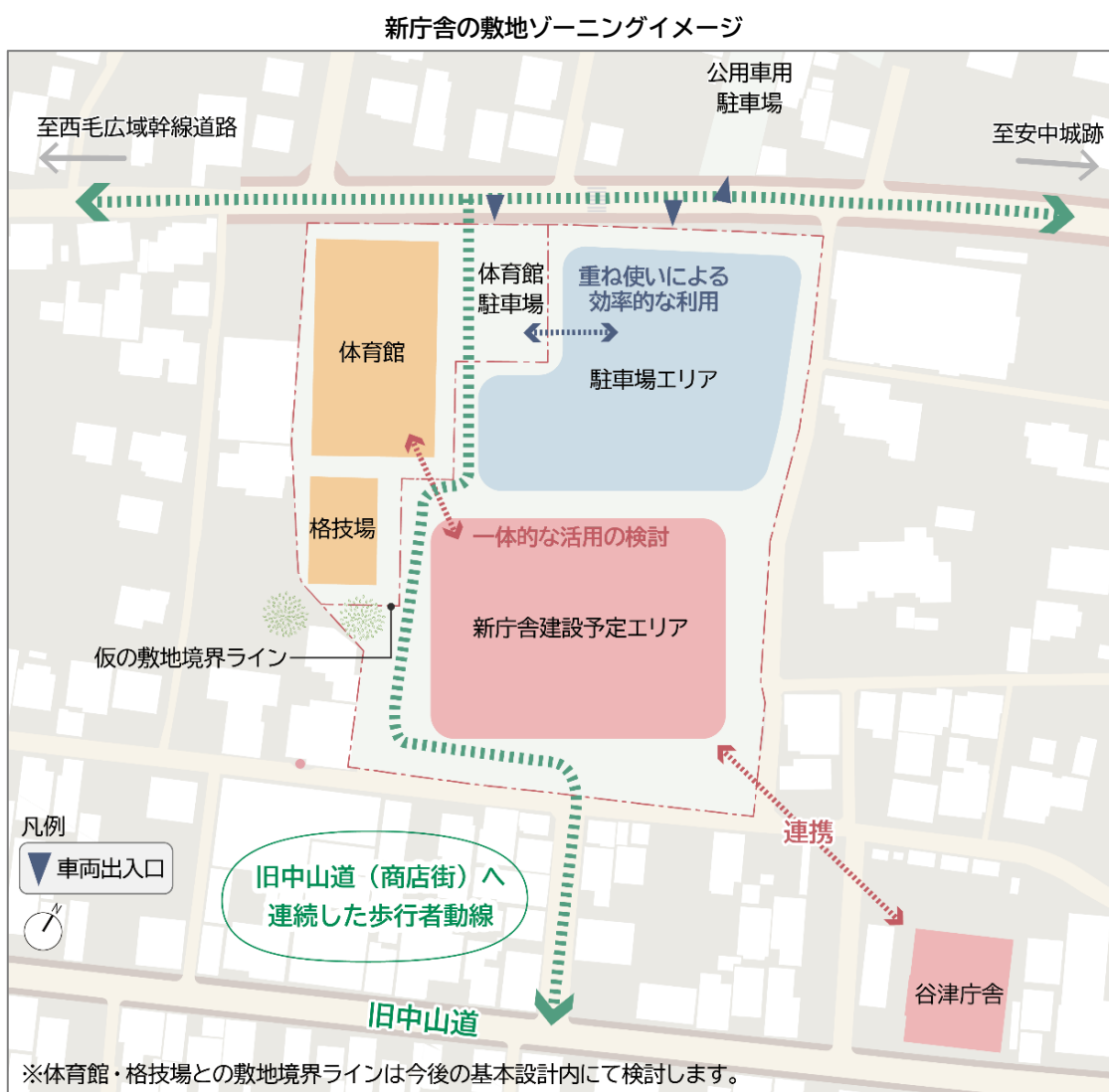


(2) 建物等の配置

- ・新庁舎の配置は、敷地内に高低差があることからグラウンド側に配置し、駐車場エリアは緩やかな勾配を計画することで高低差を解消する計画とします。
- ・駐車場については、次ページ(3) 駐車場・駐輪場の台数に記述するような算定方法を参考にしながら、独自の算定を行い、約160台(来庁者用)を確保できるように計画します。
- ・新しいまちづくりに寄与するよう既存体育館および格技場は今後も体育館、格技場として活用しながら、新庁舎の機能との相乗効果が得られるような動線等を考慮することで、市民の利便性向上を図り、周辺商店街の活性化を目指します。
- ・低層階は市民利用が多い窓口を配置し、利用者のわかりやすさに配慮したフロア構成とします。また、既存体育館および格技場とのつながりを考慮した計画とすることで、機能連携ができる配置計画を検討します。

【敷地内に配置・計画予定の機能】

来庁者用駐車場・公用車用駐車場・駐輪場・バス停・バスロータリー・タクシーベイ等



(3) 駐車場・駐輪場の台数

①来庁者駐車場の算定

来庁者の駐車場の算定にあたっては、「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」（関龍夫）及び「最大滞留量の近似的計算法」（岡田 光正）により算定した台数を参考とします。

来庁者は、一般的に「所轄人口の0.9%前後が窓口部門」、「0.6%前後が窓口以外」として想定されています。

これにより、

$$\text{来庁台数(台/日)} = \text{計画人口} \times \text{人口に対する来庁者の割合} \times \text{乗用車使用率}$$

$$\text{【窓口】来庁台数} = 55,583 \text{人 (R 4.7 末)} \times 0.9\% \times 87.3\% \doteq 437 \text{台/日}$$

$$\text{【窓口以外】来庁台数} = 55,583 \text{人 (R 4.7 末)} \times 0.6\% \times 87.3\% \doteq 291 \text{台/日}$$

※乗用車利用割合は市民アンケート自動車利用率から87.3%と想定

「最大滞留量の近似的計算法」によると必要駐車台数は、「利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定」を行うとされています。

これにより、必要駐車台数を以下のとおり算定します。

$$\text{必要駐車台数(台)} = \text{来庁台数(台/日)} \times \text{集中度}(\alpha) \times \text{平均滞留時間(分)} / 60 \text{分}$$

$$\text{【窓口】必要台数} = 437 \text{台/日} \times 30\% \times 30 \text{分} / 60 \text{分} = 65.55 \text{台}$$

$$\text{【窓口以外】必要台数} = 291 \text{台/日} \times 30\% \times 60 \text{分} / 60 \text{分} = 87.3 \text{台}$$

必要駐車台数 計：153台（障がい者用駐車場を含む）

②来庁者駐車場の必要規模

算定方法で算定した台数をもとに、現状の駐車台数126台の不足分を補えるよう来庁者用・谷津庁舎利用者用・商店街利用者用を加味した合計約160台を確保できるよう計画します。公用車駐車場は北側テニスコート敷地を駐車スペースとして検討します。

③障がい者用駐車場

障がい者用駐車台数は、「群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例及び同施行規則」により、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上を最低限確保するものとされています。

$$\text{必要駐車台数} = 160 \text{台 (来庁者用駐車場)} \times 1/50 = 3.2 \text{台} \doteq 4 \text{台}$$

④駐輪場

来庁者用の駐輪場は現状の使用率をみながら必要台数を配置検討します。

9. 概算建設工事費・財源

(1) 概算建設工事費

新庁舎に関する精査では、いくつもの建設パターンを想定し、それに対する延べ床面積と事業費を検討してきました。その検討結果を参考にして事業費の目標を定めます。

新庁舎に配置する部局の精査等による執務面積の効率化により、新庁舎の延べ床面積を7,200㎡としたところ、建物規模に基づき算定される事業費は、本体工事費 約37.8億円（解体工事等別途）となりました。

基本計画において具体的に検討してきた機能や設備の充実と、市民サービスの向上のための設備や環境面への配慮については、必要なコストを見込む必要があります。その詳細は基本設計、実施設計の各段階において、比較検討や費用対効果を検証しながらコスト管理を行い、定められた全体事業費の中で、より良い新庁舎が計画できるよう努めます。

ただし、想定できない急激な建設資材や労務費の高騰については、別途、事業費の増額が必要となるケースがあります。

(2) 財源

財源は、基金・地方債・一般財源で賄います。具体的には、庁舎建設基金や地域振興基金を活用し、有利な起債である合併特例債* や緊急防災・減災事業債* の活用を可能な限り目指し、市の財政負担の軽減を図ります。

近年の建設物価の上昇を鑑みると、建設コストは3年後には少なくとも単価上昇を見込む必要があるほか、働き方改革や国際情勢等による影響も考えられます。今後も動向を注視し、全体事業費の増加の程度を見極めながら、財源構成や比率については、随時精査していきます。

(3) 補助金等の活用

財源と併せて、地球温暖化対策等への推進に対して交付される国の補助制度の活用も検討するなど、市全体の財政負担が抑えられるよう努めます。

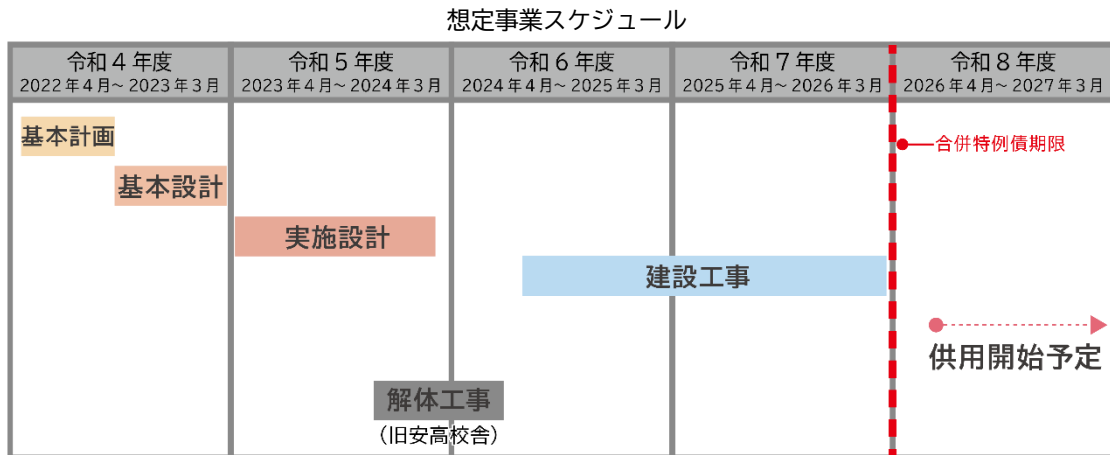
***合併特例債**：合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、その財源として借り入れることができる地方債で、対象経費の95%に充当でき、その元利償還金の70%が地方交付税により措置される。

***緊急防災・減災事業債**：大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設（災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）、一時待避所、物資集積所等）の整備に要する経費について、その財源として借り入れることができる地方債で、対象経費の100%に充当でき、その元利償還金の70%が地方交付税により措置される。

10. スケジュール・事業発注手法

(1) スケジュール

新庁舎建設においては、配置案や既存体育館および格技場との連携方法により全体の工期は変動しますが、合併特例債を有効に活用し、かつ、早期に安全性を確保した新庁舎の完成を目指すため、令和7（2025）年度中の建設工事完了を目標とします。おおむねのスケジュールは下記のとおり想定するものとします。



※上記スケジュールは予定であり、今後の進捗状況や設計内容によって変更する可能性があります。

(2) 事業発注手法

新庁舎建設においては、上記の想定スケジュールのとおり進めることが条件となります。

また、敷地条件や体育館・格技場との連携手法など様々な要件がある中で、適切な事業方式の選択を行うことが重要です。

事業方式は特に以下の点を重要視した事業手法の選定を検討しました。

■新庁舎の早期供用開始

→合併特例債の期限に間に合うこと。（令和7（2025）年度中に新庁舎建設完了）

→災害時の機能の確保に備え、耐震性能が確保された新庁舎の早期供用開始。

■総事業費の縮減及び管理

→事業費を縮減のため、発注者・設計者側が主体となって効率的にコスト管理できること。

■市民意向の反映

→市民が訪れ、市職員の働く場であることから、具体的な施設計画に対して、利用者の意向を反映していくこと。

下記の表にまとめたように各事業方式にはそれぞれの特徴があり、重要視した内容を踏まえると、設計・施工分離発注方式を採用することが最適との結論に至りました。

事業発注手法の概要と特徴

○メリット ●デメリット

事業手法	各工程			特徴
	基本設計	実施設計	建設 施設管理	
設計・施工分離発注方式 設計者が基本設計と実施設計を行い、その設計仕様に基づいて施工者が建設する。	設計者		施工者 自治体	○計画内容に発注者や市民の意見の反映が行いやすい。 ○他の手法と比べて、業務発注に要する期間が短く、早期に工事着手ができる。 ○発注者・設計者側が主体となって、事業コンセプトに合わせたコスト管理を行うことができる。 ○事業に係る各業務を分割発注することにより、地元企業の参画機会を増やすことができる。 ●施工者独自の技術を活用しづらい。
ECI方式 (Early Contractor Involvement) 実施設計段階より施工者が参加して設計協力を行う。	設計者	施工者 (設計協力)	施工者 自治体	○施工者のノウハウや独自技術を設計に反映されることが可能。 ○施工性等の観点から施工者の提案が行われることから、建設時に施工性等の面からの設計変更発生リスクの減少が期待できる。 ●施工者と設計者の責任分担が不明確になる。 ●設計・施工分離発注方式と比べ、施工者の募集・選定のための準備期間が必要で工事着手まで時間を要する。
DB方式 (Design Build) 基本設計に基づき、施工者自らが施工者の持つ技術を活かして実施設計を行う。	設計者	施工者	自治体	○施工者のノウハウや独自技術を設計に反映されることが可能。 ○設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。 ●施工者への発注に際しては、様々な条件を実施設計の条件として提示した基本設計書が必要となり、通常の基本設計より時間を要する。 ●設計・施工分離発注方式と比べ、施工者の募集・選定のための準備期間が必要で工事着手まで時間を要する。
PFI方式 (Private Finance Initiative) 特定目的会社が資金調達して要求水準書に基づき設計施工から施設管理までを行う。	特別目的会社 (設計者・施工者・民間企業)			○民間ノウハウの活用により、事業費縮減が期待でき、民間資金活用により財政負担の平準化を期待できる。 ●PFI法の定めにより、事業者選定手続きおよび選定・準備期間が必要で工事着手までに時間を要する。 ●市民サービスを提供する市役所業務の性質上、民間事業者のノウハウを取り入れる要素が少ない。 ●事業者との契約時点で事業費が決まるため、事業費に影響が与えるような設計変更に対応できない。

11. 新庁舎建設後における他庁舎等の活用

(1) 谷津庁舎・松井田庁舎の利活用

谷津庁舎については、1階は現状と同じく上下水道部の配置を原則とします。現在、倉庫等となっている2階の一部については執務室として活用し、新庁舎の建築規模の圧縮を図ります。なお、2階に配置する部署については、執務環境調査における近接度調査や配置可能面積等を考慮し、今後の設計段階で検討します。

松井田庁舎については、今後も支所機能を維持します。なお、松井田庁舎を活用した場合は新庁舎の建設規模や事業費が抑えられること、地域性に即した組織の松井田庁舎への配置が求められることなどから、松井田庁舎の取り扱いについては、今後の設計段階で様々な視点から検討することとします。併せて、子育て支援や市民活動に活用できる施設の整備、テレワーク、サテライトオフィスの誘致等空きスペースの活用策も検討し、松井田地域や周辺商店街の活性化を図ります。

<検討の一例>：谷津庁舎2階に産業環境部観光経済課を配置

：松井田庁舎に教育委員会総務課・学校教育課・生涯学習課を配置

なお、いずれの場合も法令上の制限等を確認しながら検討を進め、精査をしていきます。

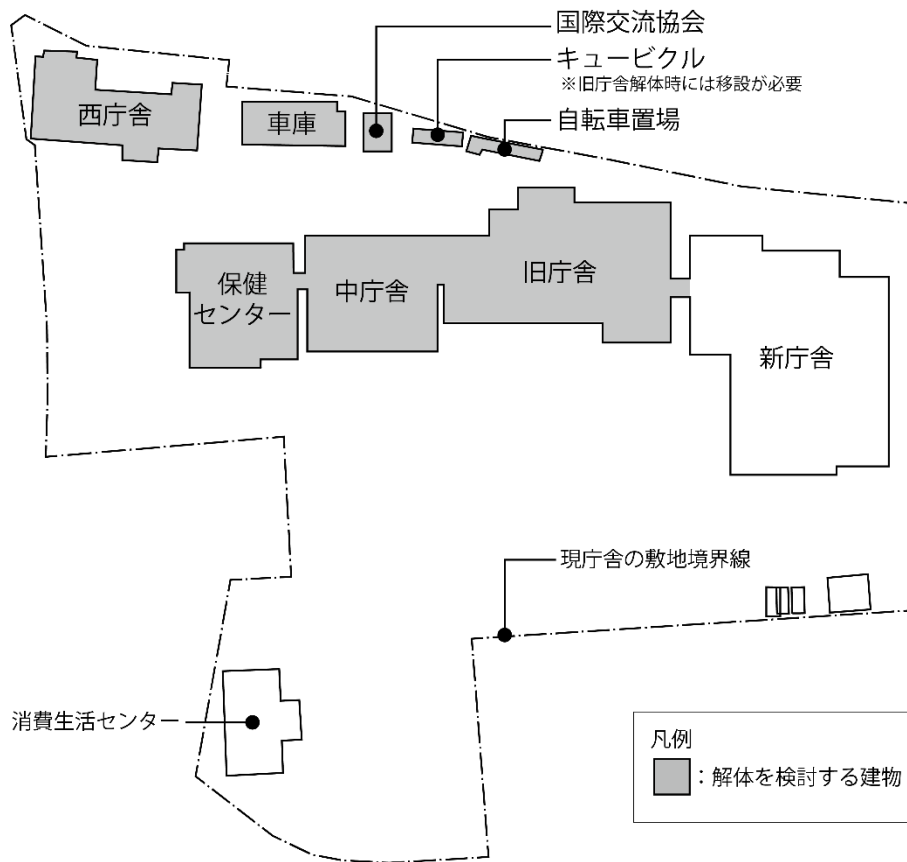
(2) 既存庁舎の利活用

新庁舎建設後、耐震診断結果を踏まえ、旧庁舎、中庁舎、西庁舎は解体を検討します。保健センターも施設の老朽化を踏まえ、それぞれの用途が新庁舎へ移動することを検討しており、保健センターにおいても建物の解体を視野に入れると、現庁舎敷地の解体されるエリアには、まとまった広さの敷地が確保できます。

既存の新庁舎部分を活用しつつ、まとまった敷地が確保されれば、西毛広幹道の開通にともなう交通量の増加を見越し、近隣商業施設との相乗効果を図った商業施設のモール化や公園、文化活動の場、市民参加型のイベント広場として整備を行うなど、現庁舎周辺の賑わいの創出を検討することが可能です。商業施設のモール化等を行う場合には、現在地の売却や貸し付けにより、収入の確保を図ることも期待ができます。

今後、様々な可能性を検討していき、市の活性化に貢献できる計画を進めていきます。

現庁舎敷地の利活用



(3) 既存建物（安中体育館・格技場）との連携

前述のとおり、安中体育館および格技場については、新耐震基準で建築されている上、法定耐用年数も残されていることから、今後も体育館、格技場として活用することとします。さらに、引き続き災害時の指定避難所として活用することとし、防災機能の確保を図っていきます。

また、新庁舎が隣接して配置されることから、通常時および災害時における連携手法を探り、基本設計にて詳細を検討していきます。

12. SDGsへの取り組み

(1) 新庁舎建設におけるSDGsの検討

SDGs (Sustainable Development Goals[持続可能な開発目標])とは、国連サミットで掲げられ、持続可能な世界を実現するための「17のゴール(なりたい姿)」「169のターゲット(具体的な達成基準)」から構成された2030年までの国際目標です。世界各国において、政府、自治体、企業や一般市民に至るまでが目標の達成に向けて、様々な活動や方策に取り組んでいます。

現在進めている「新庁舎」では、計画段階から建設時、さらには完成後の運用時において、各段階に応じたSDGsの項目を達成できる事業であると考えています。新庁舎建設を通して達成できるSDGsを検討していきます。

持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取り組み (出典: 外務省ホームページ)



(2) 具体的な対策の一例

下記に示すのは新庁舎建設を通して達成できる内容の一例となります。設計を進めていく中で精査し、SDGs目標の達成に向けて検討を進めていきます。



- ・ジェンダーに配慮した設備環境を検討する。例えばジェンダーに配慮したトイレ設備を整え、来庁者や職員への意識啓発を強化する。



- ・省エネルギー技術を費用対効果を踏まえ検討し、再生可能エネルギーも活用した環境配慮型庁舎を目指す。
- ・環境性能の高い庁舎として、市民や企業にむけ、技術導入へのきっかけや、環境配慮への啓発が図れるよう環境配慮技術等の情報発信をする。



- ・災害に対して強靱であり、持続可能な庁舎として整備する。
- ・誰もが安全に庁舎を利用できるように、バスの乗り入れや十分な台数を確保した駐車場整備、安全な歩行空間等を整備する。



- ・気候変動による自然災害にも対応できる庁舎を整備する。
- ・気候変動による影響や警戒情報等を発信・啓発ができる情報スペースの検討を行う。